

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費
(令和元年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 41,215百万円

1. 社会保障施策の充実(26,921百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子ども育て	教育・保育給付費	29,281	4,740	13,067	11,474	
	地域子ども・子育て支援事業費	4,589	86	2,751	1,752	
	児童保護措置費	4,438	2,181	17	127	2,113
医療・介護	後期高齢者医療負担金	75,276		660	74,616	
	国民健康保険助成費	48,827		3,608	45,219	
	難病等対策費	4,801	2,370	2,336	95	
	地域医療総合確保事業費	2,745	1,793	55	897	
	介護給付費負担金	58,545		444	2,646	55,455
	介護保険地域支援事業交付金	4,005		350	3,655	
	地域介護総合確保事業費	1,407	946	461		
	診療報酬の充実	18,923	4,846	6	18	14,053
合計	252,837	16,962	522	26,921	208,432	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

※ 「教育・保育給付費」のうち、幼児教育・保育の無償化は、令和元年度に限り「子ども・子育て支援臨時交付金」により全額国費対応。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(14,294百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。